


表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

| | | |
|-----------------------------------|--|---|
| 許可との対応 | 許可番号 (日付) 施設名称 ⁽¹⁶⁾ | 原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 加工棟 所内通信連絡設備 <u>所外通信連絡設備</u> 自動火災報知設備 消火器 <u>自動式又は遠隔操作式の消火設備</u> <u>消火栓</u> 避難通路 非常用照明、誘導灯 <u>緊急設備</u> |
| 建物・構築物名称又は設備・機器名称 ⁽¹⁶⁾ | (本体) {1002} 第 2 加工棟 ⁽¹⁵⁾ — | (付属設備) {8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカー)) {8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) {8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) {8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機) <u>{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)</u> <u>{8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備</u> {8009} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) {8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) {8010} 消火設備 消火器 <u>{8011} 消火設備 自動式の消火設備</u> <u>{8012} 消火設備 屋内消火栓</u> <u>{8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプ</u> {8027} 緊急設備 避難通路 {8029} 緊急設備 非常用照明 {8029-4} 緊急設備 誘導灯 <u>{8038-4} 緊急設備 可搬型照明</u> {8048} 第 2 加工棟 防護壁及び防護柵 {8049} 第 2 加工棟 防護壁 {8050} 第 2 加工棟 コンクリート閉止部 {8051} 第 2 加工棟 堰、密閉構造扉 <u>{8052} 緊急設備 漏水検知器</u> <u>{8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置</u> |
| 建物・構築物の区分 | 本体、付属設備 | |

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

| | |
|-------------|--|
| <p>変更内容</p> | <p>改造 新規制基準に適合させるために、第2加工棟に以下の改造を行う。 また、第2加工棟の各部位が有する安全機能を別表ハ-2-1-12及び 図ハ-I-1～図ハ-I-14に、改造工事完了後の第2加工棟の安全機 能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）を図ハ-II-1～図ハ-II- 5に示す。</p> <p>①外壁の改造 地震による損傷の防止対策として、西面（1通り）の耐震壁の増し 打ちを行う。 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）対策のため、北面（D通 り）外壁の3階の一部の増し打ちを行う。 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻・外部火災）対策のため、 南面（A通り）外壁の1階から3階の一部の外壁の増し打ちを行う。 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）対策として、南面1 階の既設大型搬入口扉を爆風圧から防護するための防護壁を新設す る。 遮蔽のために、東面1階12通りC-D通り間の開口部を鉄筋コンク リートで閉止する。</p> <p>②外部扉の改造 設計竜巻（F1、最大風速49 m/s。以下「F1竜巻」という。）による 損傷の防止対策として、既設の外部に面した鋼製扉（以下「外部扉」 という。）（⑥で閉止するもの及び既設大型搬入口扉を除く。）をF1 竜巻による風荷重に耐える強度を有した扉（以下「F1竜巻対策扉」と いう。）に改造する。</p> <p>③コンクリート充填扉の新設 F1竜巻による損傷の防止対策として、西面1階1通りにF1竜巻に よる飛来物（以下「F1飛来物」という。）から外部扉を防護するた めのコンクリート充填扉を新設する。</p> <p>④防護壁の新設 F1竜巻による損傷の防止対策として、南面1階A通り6-7間、北面 1階D通り7-8間の外部扉をF1飛来物から防護するための鉄筋コンク リート造の防護壁を新設する。 また、F1竜巻による損傷の防止として、3階第2分析室、第2開発 室に試料保管棚をF1飛来物から防護するための防護壁を新設する。</p> |
|-------------|--|

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

| | | |
|------------|-------------------------------|---|
| 技術基準に基づく仕様 | 安全機能を有する施設の地盤 ⁽¹⁶⁾ | <p>○支持地盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 N値10以上の洪積層(大阪層群の砂質土層)に、一部地盤改良を行い、直接基礎(べた基礎)で支持させる。 ・支持層深さ 約GL-3m ・基礎伏図 図ハ-2-1-2-1 ・地盤改良 ぐり石コンクリート置換  地盤改良の範囲を図ハ-2-1-1-2に示す。 <p>[5.1-F1]</p> <p>通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の壁、柱、はり、屋根、床等に固定し、緊急設備 避難通路は床に設置する設計。</p> <p><u>[5.1-F1]</u></p> <p><u>消火設備 屋内消火栓に接続する屋外の消火栓配管は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の壁、柱、はり等に固定する又は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する架台に固定する又は液状化のおそれのない地盤に設置する設計。</u></p> |
|------------|-------------------------------|---|

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

| | | |
|------------|---------------------------------|--|
| 技術基準に基づく仕様 | 地震による損傷の防止 ⁽¹⁶⁾ | <p>[6.1-B1] 第2加工棟建物の耐震重要度分類は第1類とする設計。 第2加工棟は、以下に示す耐震補強の改造を行い、の一次設計、二次設計により、地震による損傷を防止する設計。</p> <p>○耐震補強の改造仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震のための補強箇所 図ハ-2-1-1-3～図ハ-2-1-1-10に示す。 ・位置、構造、寸法、材料 別表ハ-2-1-1に示す。 <p>○一次設計 常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする設計⁽¹⁾。</p> <p>○二次設計 建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第2加工棟の保有水平耐力が、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した必要保有水平耐力を上回る設計⁽²⁾。</p> <p>○第2加工棟本体の構造耐力上主要な部分の仕様 構造図を図ハ-2-1-1-3～図ハ-2-1-1-10に及び別表ハ-2-1-1に示す。</p> <p>[6.1-F1] 第2加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯は、耐震重要度分類を第3類とし、第2加工棟の壁、柱、はり、屋根、床等にボルト等で固定する設計。</p> <p><u>[6.1-F1] 消火設備 屋内消火栓に接続する屋外の消火栓配管は、耐震重要度分類第3類とし、第2加工棟の壁、柱、はり等に固定する又は十分な支持性能を有する架台に固定する又は液状化のおそれのない地盤に設置する設計。</u></p> |
| | 津波による損傷の防止 | — ⁽⁸⁾ |
| | 外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽¹⁶⁾ | <p>(竜巻)</p> <p>[8.1-B2] 第2加工棟は、F1 竜巻による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する設計。</p> <p>F1 竜巻に対する安全機能を有する部位(以下「F1 竜巻防護境界」という。)は、F1 竜巻の荷重に耐える設計。</p> <p>第2加工棟のF1 飛来物が到達する可能性のあるF1 竜巻対策扉の前にコンクリート充填扉、鉄筋コンクリート造の防護壁及び鋼製の防護柵を設け、F1 飛来物の衝撃荷重からF1 竜巻対策扉を防護する設計。</p> <p>第2加工棟南面（A 通り）外壁の3階の9-11 通り間及び北面（D 通り）外壁の3階の9-11 通り間にコンクリートを増し打ちし、飛来物の貫通を防止する設計。</p> |

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

| | | |
|------------|---------------------------------|--|
| 技術基準に基づく仕様 | 外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽¹⁶⁾ | <p>第2加工棟の3階第2開発室及び第2分析室の試料保管棚の周囲に防護壁を設置する設計。</p> <p>○既設外部扉のF1竜巻対策扉への改造⁽⁴⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 改造する外部扉の配置を図ハ-2-1-1-1-11～図ハ-2-1-1-1-17に示す。 ・構造・寸法 改造する外部扉の仕様を図ハ-2-1-4-6～図ハ-2-1-4-24に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-2に示す。 <p>○コンクリート充填扉⁽⁴⁰⁾、防護壁⁽⁴⁰⁾及び防護柵⁽⁴⁰⁾の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 コンクリート充填扉、防護壁及び防護柵の配置を図ハ-2-1-1-1-11～図ハ-2-1-1-1-17に示す。 ・構造・寸法 コンクリート充填扉、防護壁及び防護柵の構造・寸法を図ハ-2-1-3-3～図ハ-2-1-3-13に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-3、別表ハ-2-1-4及び別表ハ-2-1-5に示す。 <p>○不要な外部扉、ガラリの撤去及び鉄筋コンクリート壁による閉止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 外部扉、ガラリ撤去及び閉止の配置を図ハ-2-1-1-1-11、図ハ-2-1-1-1-12、図ハ-2-1-1-1-15及び図ハ-2-1-1-1-17に示す。 ・構造・寸法 閉止の仕様を図ハ-2-1-3-14及び図ハ-2-1-3-15に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-6に示す。 |
|------------|---------------------------------|--|

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

| | | |
|------------|---------------------------------|--|
| 技術基準に基づく仕様 | 外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽¹⁶⁾ | <p>第2加工棟のF1竜巻に対する安全機能を有する部位（以下「F1竜巻防護境界」という。）の壁は、F1風荷重に耐えるとともに、F1飛来物が到達する可能性のある部分は、F1飛来物の貫通を防止する厚さを確保する設計。また、F1竜巻防護境界には、不要な扉、給気ガラリなどを設けない設計。</p> <p>F1竜巻防護境界の扉は、F1風荷重に耐える扉（F1竜巻対策扉）とするとともに、F1飛来物が到達する可能性のあるF1竜巻対策扉の前にはコンクリート充填扉、鉄筋コンクリート造の防護壁及び鋼製の防護柵を設け、F1飛来物の衝撃荷重からF1竜巻対策扉を防護する設計。</p> <p>更なる安全対策として、第2加工棟の3階第2開発室及び第2分析室の試料保管柵の周囲には、万一のF1飛来物の貫通が生じたとしても、試料保管柵を防護するための防護壁を設置する設計。</p> <p>○F1竜巻対策扉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 F1竜巻対策扉の配置を図ハ-2-1-1-11～図ハ-2-1-1-17に示す。 ・構造・寸法 F1竜巻対策扉の仕様を図ハ-2-1-4-6～図ハ-2-1-4-24に示す。 ・材料 F1竜巻対策扉主な材料を別表ハ-2-1-2に示す。 <p>○コンクリート充填扉⁽¹⁹⁾、防護壁⁽¹⁹⁾及び防護柵⁽¹⁹⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 コンクリート充填扉、防護壁及び防護柵の配置を図ハ-2-1-1-11～図ハ-2-1-1-17に示す。 ・構造・寸法 コンクリート充填扉、防護壁及び防護柵の構造・寸法を図ハ-2-1-3-3～図ハ-2-1-3-13に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-3、別表ハ-2-1-4及び別表ハ-2-1-5に示す。 |
|------------|---------------------------------|--|

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

| | | |
|------------|--|--|
| 技術基準に基づく仕様 | 外部からの衝撃による損傷の防止 <small>(16)</small> | <p>(落雷) [8.1-B6] 建築基準法第三十三条、建築基準法施行令第百二十九条の十四に基づき、高さ20mを超える第2加工棟に避雷針を設置し、落雷の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計⁽⁵⁾。 避雷針の配置を図ハ-2-1-1-15～図ハ-2-1-1-17に示す。</p> <p>○設備の員数 ・避雷針：1基</p> <p>(極低温 (凍結)) <small>—⁽⁴⁶⁾</small> <u>[8.1-F2]</u> <u>消火設備 屋内消火栓に接続する屋外の消火栓配管には、凍結防止対策として屋外の地上露出部に断熱材を設置する設計。</u></p> <p>(火山活動 (降下火砕物)) [8.1-B3] 屋根は、湿潤密度 1.5 g/cm³ とした降下火砕物の厚さ 12 cm 分の重量に耐える設計。</p> <p>(積雪) [8.1-B4] 屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定められる 29 cm の積雪に耐える設計。</p> <p>(生物学的事象) <small>—⁽¹²⁾</small></p> <p>(航空機落下) <small>—⁽⁹⁾</small></p> |
|------------|--|--|

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

| | | |
|--------------------------|---------------------------------------|---|
| <p>技術基準に基づく仕様</p> | <p>外部からの衝撃による損傷の防止⁽¹⁶⁾</p> | <p>(外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) [8.1-B5] [8.2-B2] 想定する森林火災、近隣工場等の火災の火災源に対する離隔距離が危険距離以上とする設計。 想定する近隣工場等の爆発の爆発源に対する離隔距離が危険限界距離以上又は想定する爆発源からの爆風圧が施設に影響を及ぼさないよう第2加工棟南面(A通り)外壁の1階から3階の一部を10cm以上増打ちし、に増し打ち壁を設ける設計。 また、南面(A通り)1階3-4通り間の既設大型搬入口扉を爆風圧から防護するために、10cm以上の防護増し打ち壁を新設する設ける設計。(A通り3階の9-11通り間は、竜巻飛来物対策との共通対策)</p> <p>○外壁増し打ち部 南面(A通り)外壁のうち1階から3階まで(ダクトスペース部分を除く。)を10cm以上増し打ちする。 南面増し打ちの構造、寸法を図ハ-2-1-3-18及び図ハ-2-1-3-19に示す。</p> <p>○既設大型搬入口扉防護増し打ち壁 既設大型搬入口扉防護増し打ち壁の構造、寸法を図ハ-2-1-3-20に示す。</p> <p>想定する航空機落下火災が発生した場合に、外壁温度が200℃を超えない設計。</p> <p>防護対象施設と敷地内の竹林、隣接B事業所雑木林及び敷地内の危険物施設の位置関係を図ハ-2-1-5-2に、防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係を図ハ-2-1-5-3に、敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置を図ハ-2-1-5-4に、敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置を図ハ-2-1-5-5に、想定する航空機落下位置を図ハ-2-1-5-10に示す。 また、外壁の増打ちに係る構造、寸法を図ハ-2-1-3-18及び図ハ-2-1-3-19に、既設大型搬入口扉防護増し打ち壁防護増し打ち壁を新設に係る壁の構造、寸法を図ハ-2-1-3-20に示す。</p> <p>(電磁的障害) ー⁽¹⁰⁾</p> <p>(交通事故(自動車)) ー⁽¹¹⁾</p> |
| <p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p> | <p></p> | <p>[9.1-B1] 第2加工棟は、敷地内に設置し、別表ハ-2-1-9に示す材料を用い、鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有する設計。</p> <p>加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行い、加工施設への不要な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止する管理。 加工施設への出入管理を行い、加工施設への人の不法な侵入を防止する管理。 核燃料物質等の持出し点検及び監視を行い、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する管理。 点検を行い、敷地外から爆発物又は有害物質が持ち込まれることを防止する管理。</p> |

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

| | | |
|-------------------|-----------------------------------|--|
| <p>技術基準に基づく仕様</p> | <p>閉じ込めの機能⁽¹⁶⁾</p> | <p>[10.1-B1]⁽²¹⁾ 線量告示に基づき 1.3 mSv/3 月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分する管理。 第2加工棟の管理区域区分を図ハ-2-1-5-7に示す。</p> <p>[10.1-B2] 第2加工棟の第1種管理区域の境界は、耐腐食性を有する鉄骨鉄筋コンクリート造の建物とすることで閉じ込め機能を維持する漏えいの少ない構造とし、第1種管理区域の空気中のウランの建物からの漏えいを防止する設計。</p> <p>[10.1-F1]⁽²⁵⁾ <u>第2加工棟の第1種管理区域の室は、気体廃棄設備により室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持できる設計。</u></p> |
| | <p>火災等による損傷の防止⁽¹⁶⁾</p> | <p>[11.1-F1]⁽⁷⁾ 消火設備については、消防法に基づき以下の消火設備 消火器を設置する設計。 消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づく設置基準に対し、裕度あるよう能力単位の5倍以上の粉末消火器⁽²²⁾を、防火対象物の各部分から歩行距離20m以下となるように配置する設計。転倒防止策を講じて配置する。</p> <p>○設備の員数（消火設備 消火器）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ABC 粉末消火器 10 型：102 本 ・ABC 粉末消火器 50 型：17 本 ・BC 粉末消火器 20 型：19 本 ・金属火災用消火器：3 本 ・二酸化炭素消火器：1 本 ・乾燥砂（消火用）：2 個 <p>消火設備 消火器の配置を図リ-2-1-4-1～図リ-2-1-4-5に示す。</p> |

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

| | | |
|------------|-----------------------------|---|
| 技術基準に基づく仕様 | 火災等による損傷の防止 ⁽¹⁶⁾ | <p><u>[11.1-F1]</u> 消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条に基づき、有効範囲を半径25 mとし、第2加工棟全域を包含できるように設置する設計。</p> <p><u>[11.1-F1]</u> 消防法施行令第二十条に準拠して消火設備 可搬消防ポンプを設置する設計。</p> <p><u>[11.1-F1]</u> 消火活動のためのアクセスルートに面した、開口部を有する大型の制御盤には、消火設備 自動式の消火設備を設置する設計。</p> <p>[11.1-F2]⁽¹⁷⁾ 消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）⁽³⁾を有効に火災の発生を感知することができるように設け、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計。 警戒区域は、管理区域の別、工程の別等により消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定できる設計。</p> <p>○設備の員数（火災感知設備 自動火災報知設備（感知器））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱感知器（スポット型）：280 台 ・煙感知器（スポット型）：90 台 <p>○設備の員数（火災感知設備 自動火災報知設備（受信機））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受信機（P型受信機）：1 台 <p>火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、警戒区域の配置を図リ-2-1-3-1～図リ-2-1-3-5に示す。火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図リ-2-1-11に示す。</p> <p>[11.3-B1] ○火災の発生防止 第2加工棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物（耐火構造）とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する設計。耐震補強等で追加する材料は鉄筋、コンクリート、鋼等の不燃性又は難燃性材料とする設計。 使用する材料を別表ハ-2-1-9に示す。</p> |
|------------|-----------------------------|---|

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

| | | |
|------------|-----------------------------|---|
| 技術基準に基づく仕様 | 火災等による損傷の防止 ⁽¹⁶⁾ | <p>[11.3-B2]</p> <p>○火災の影響緩和 第2加工棟は建築基準法施行令第百十二条に基づく防火区画⁽¹³⁾を火災区域として設定する設計。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する設計。 各火災区画の等価時間が火災区画の耐火時間を超えない設計。</p> <p>○防火シャッターの更新設置 既設防火シャッター2箇所を危害防止機構⁽¹⁴⁾付きの防火シャッターに更新を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所：第2加工棟2階11通り、A-B間及びC-D間 ・ 員数：2基 ・ 仕様：感知器連動型防火シャッター（特定防火設備） スラット板厚さ 1.5 mm 以上 ・ その他の機能：危害防止機構付き 位置、構造、厚さを別表ハ-2-1-7、図ハ-2-1-4-3、及び図ハ-2-1-4-7に示す。 <p>○窓の防火区画壁による閉止 中2階8-9通り間/A-B通り間の窓を防火区画壁⁽²³⁾で閉止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所：第2加工棟中2階8-9間通り A-B通り間 ・ 員数：1カ所 ・ 仕様：強化せっこうボード厚さ 12 mm 以上 2枚貼り（壁両面） ・ 位置、構造、厚さを別表ハ-2-1-7、図ハ-2-1-1-38、及び図ハ-2-1-3-21に示す。 <p>○防火板⁽¹³⁾の新設置 燃料棒トレイ搬送経路上の防火区画の壁開口部に、新たに防火板を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所：第2加工棟2階5通り、B-C通り間 ・ 員数：1 ・ 仕様：鉄板厚さ 1.5 mm 以上 ・ その他の機能：燃料棒トレイの搬送に伴い開閉する。（通常時閉止状態） 位置、構造、厚さを別表ハ-2-1-7、図ハ-2-1-1-39、図ハ-2-1-4-3、及び図ハ-2-1-4-7に示す。 |
|------------|-----------------------------|---|

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

| | | |
|------------|-----------------------------|--|
| 技術基準に基づく仕様 | 火災等による損傷の防止 ⁽¹⁶⁾ | <p>○床開口部の防火区画床による閉止 2階1-2通り間/B-C通り間の床開口部を防火区画床⁽²³⁾で閉止する。 ・設置場所：第2加工棟2階1-2通りB-C通り間 ・員数：1カ所 ・仕様：軽量気泡コンクリートパネル（ALCパネル） 厚さ100mm以上（床防火区画） ・位置、構造、厚さを別表ハ-2-1-7、図ハ-2-1-1-39、及び図ハ-2-1-3-21に示す。</p> <p>各火災区画の仕様</p> <p>○火災区画 2P-1の仕様</p> <p>・対象部材 区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備（防火戸）及び防火板 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） （強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り（壁両面）：1時間） 区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） （ALCパネル厚さ100mm以上：1時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） 特定防火設備（小荷物専用昇降機昇降路扉）（表面鉄板厚さ1.5mm以上：1時間） 防火板（鉄板厚さ1.5mm以上：1時間）</p> <p>○火災区画 2P-2の仕様</p> <p>・対象部材 区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備（防火戸）及び防火板 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） 特定防火設備（小荷物専用昇降機昇降路扉）（表面鉄板厚さ1.5mm以上：1時間） 防火板（鉄板厚さ1.5mm以上：1時間）</p> <p>○火災区画 2P-3の仕様</p> <p>・対象部材 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火戸） 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） （強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り（壁両面）：1時間） 区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） 特定防火設備（小荷物専用昇降機昇降路扉）（表面鉄板厚さ1.5mm以上：1時間）</p> |
|------------|-----------------------------|--|

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

| | | |
|------------|-----------------------------|--|
| 技術基準に基づく仕様 | 火災等による損傷の防止 ⁽¹⁶⁾ | <p>○火災区画 2P-4の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備（防火戸、防火シャッター）及び防火板 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） 特定防火設備（防火シャッター）（スラット板厚さ1.5mm以上：1時間） 特定防火設備（小荷物専用昇降機昇降路扉）（表面鉄板厚さ1.5mm以上：1時間） 防火板（鉄板厚さ1.5mm以上：1時間） <p>○火災区画 2P-5の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備（防火戸）及び防火板 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） （ALCパネル厚さ100mm以上：1時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） 防火板（鉄板厚さ1.5mm以上：1時間） <p>○火災区画 2P-6の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火戸、防火シャッター） <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） 特定防火設備（防火シャッター）（スラット板厚さ1.5mm以上：1時間） <p>○火災区画 2P-7の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火戸） <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） <p>○火災区画 2P-8の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火戸） <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） |
|------------|-----------------------------|--|

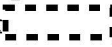
表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

| | | |
|------------|-----------------------------|--|
| 技術基準に基づく仕様 | 火災等による損傷の防止 ⁽¹⁶⁾ | <p>○火災区画 2P-9の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火戸） 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） <p>第2加工棟の火災区画を図ハ-2-1-5-8に示す。</p> <p>火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる管理。</p> <p>第2加工棟には、消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルートを2つ以上確保する管理⁽²⁰⁾。</p> <p>第2加工棟の消火活動時のアクセスルートを図ハ-2-1-5-9に示す。</p> <p>[11.3-B3]⁽²⁴⁾</p> <p>防火区画間の延焼を防止するために、建築基準法施行令百十二条第20項、建築基準法施行令百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、電気・計装ケーブルが貫通する壁には耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを、配管が貫通する壁にはモルタルその他の不燃材料を施工する設計。</p> <p>防火区画貫通部の配置図を図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す。</p> <p>[11.3-F2]</p> <p>通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯については、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。</p> <p>対象となる配線用遮断器は、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、各緊急設備 非常用照明、各緊急設備 誘導灯に電源回路上直近となる配線用遮断器である。</p> <p>分電盤の配置図を図リ-2-1-1-1～図リ-2-1-1-5に、配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-7に示す。</p> |
|------------|-----------------------------|--|

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

| | | |
|-------------------|---|--|
| <p>技術基準に基づく仕様</p> | <p>加工施設内における溢水による損傷の防止⁽¹⁶⁾</p> | <p>[12.1-B2] 溢水防護区画を設定し、第2加工棟の第1種管理区域から外部へウランを含む溢水の流出及び外部から第1種管理区域に溢水の流入を防止する設計。 溢水防護区画を図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-53に示す。</p> <p>第1種管理区域の境界部分の扉には、密閉構造の扉又は没水水位より高い堰⁽¹⁹⁾を設置し、第2加工棟第2廃棄物処理室には、溢水を受ける地下貯槽ピット及び流入経路を設けることにより、外部への溢水の流出を防止する設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 密閉構造の扉、堰及び流入経路の位置を図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-53に示す。 ・構造、寸法 密閉構造の扉、堰及び流入経路の構造、寸法を図ハ-2-1-3-22～図ハ-2-1-3-45に示す。 ・材料 密閉構造の扉、堰及び流入経路で使用する材料を別表ハ-2-1-8に示す。 <p>溢水防護区画内の扉は密閉構造ではない扉とするとともに、堰の高さを制限することにより、溢水が流出入する構造とする設計。</p> <p>建物の上階から下階への配管貫通部をシールし、溢水の拡大を防止する設計。</p> <p><u>[12.1-F4]</u> <u>溢水の発生を検知する緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する設計。</u></p> <p><u>[12.1-F4]</u> <u>震度5弱相当の地震時には、緊急設備 送水ポンプ自動停止装置により、第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを自動停止させる設計。</u></p> |
| | <p>安全避難通路等⁽¹⁶⁾</p> | <p>[13.1-F1] 第2加工棟には、容易に識別できる緊急設備 避難通路を設置する設計。 緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には緊急設備 非常用照明⁽³⁾を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物には緊急設備 誘導灯⁽³⁾⁽¹⁷⁾を設置する設計。</p> <p>○設備の員数（緊急設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用照明：94 台 ・誘導灯：74 台 <p>緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯の配置を図リ-2-1-1-1～図リ-2-1-1-5に示す。</p> <p><u>[13.1-F2]</u> <u>加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可搬型照明を設置する設計。</u></p> |

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

| | | |
|------------|----------------------------|---|
| 技術基準に基づく仕様 | 安全機能を有する施設 ⁽¹⁶⁾ | <p>[14.1-B1] [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。</p> <p>[14.2-B1] [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。</p> |
| | 材料及び構造 | — |
| | 搬送設備 | — |
| | 核燃料物質の貯蔵施設 | — |
| | 警報設備等 ⁽¹⁶⁾ | <p>[18.1-F3] 消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）⁽³⁾を有効に火災の発生を感知することができるように設け、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計。 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の配置を図リ-2-1-3-1～図リ-2-1-3-5に示す。</p> <p><u>[18.1-F4]⁽²⁵⁾</u> <u>第2加工棟の第1種管理区域の室内の負圧は差圧計によって監視し、負圧が維持できない場合は警報を発する設計。</u></p> |
| | 放射線管理施設 | — |
| | 廃棄施設 | — |
| | 核燃料物質等による汚染の防止 | <p>[21.1-B1] 第2加工棟の第1種管理区域の床及び壁であって、人が触れるおそれのある部分（床面からの高さ2mまで）は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料⁽¹⁸⁾で仕上げる設計。</p> |
| | 遮蔽 | <p>[22.1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間1mSvより十分に低減できるような建物の壁厚さ等とする設計。 周辺監視区域境界の位置を図ハ-1-1-1に示す。</p> <p><既設部分> ○第2加工棟の遮蔽機能 ・壁等の厚さ 図ハ-2-1-5-1 ・コンクリートの気乾単位容積質量  以上</p> <p><改造部分> ○1階12通りC-D間の開口部を鉄筋コンクリートで閉止する。</p> <p>改造部分の位置、構造、寸法及び材料を別表ハ-2-1-1及び図ハ-2-1-1-3-16に示す。</p> <p>[22.2-B1] 壁、屋根により外部放射線を低減する設計。</p> |

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

| | | |
|------------|-------------------------|---|
| 技術基準に基づく仕様 | 換気設備 ⁽¹⁶⁾ | <p>[23.1-F1]⁽²⁵⁾ <u>第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備により平均6回/時以上の換気を行う設計。</u></p> |
| | 非常用電源設備 ⁽¹⁶⁾ | <p>[24.2-F1] 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））には、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計。 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）には、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）に給電することにより、外部電源を喪失した場合であっても無警戒とならない設計。 緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計。</p> <p>[24.2-F1] <u>通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）は、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計。</u></p> <p>[24.2-F2] 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を非常用電源設備に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計⁽⁶⁾。 電源に係る結線図を図リ-2-1-7に示す。</p> <p>[24.2-F2] <u>通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）、消火設備 屋内消火栓の消火栓ポンプは、非常用電源設備に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計。</u></p> |
| | 通信連絡設備 ⁽¹⁶⁾ | <p>[25.1-F1] 第2加工棟には、多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する設計。 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））⁽³⁾、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））を設置し、アンプに付属するマイクにより建物内における放送が可能とする設計。</p> |

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

| | | |
|--------------------|------------------------------|---|
| <p>技術基準に基づく仕様</p> | <p>通信連絡設備⁽¹⁶⁾</p> | <p>通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機) を設置し、PHS アンテナに付属する所内携帯電話機 (PHS) 又は固定電話機により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができる設計⁽⁷⁾。</p> <p>通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機) の配置を図リ-2-1-2-1～図リ-2-1-2-5に示す。</p> <p>○設備の員数 (通信連絡設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) : 66 台 ・ 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) : 1 台 ・ 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) : 15 台 ・ 所内通信連絡設備 (固定電話機) : 23 台 <p>通信連絡設備の系統図を図リ-2-1-9及び図リ-2-1-10に示す。</p> <p><u>[25.1-F1]</u> <u>通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機) は、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) に接続する設計。</u></p> <p><u>[25.1-F1]</u> <u>通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) を設置し、アンプに付属するマイクにより事業所内への放送が可能とする設計。</u></p> <p><u>[25.2-F1]</u> <u>加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える設計。</u></p> |
| <p>その他許可で求める仕様</p> | <p></p> | <p>[99-B5] 第2加工棟は、更なる安全性余裕を確保し、放射線被ばくのおそれを低減するため、Sクラスに求められる程度の静的地震力 (1G程度) に対して、建物の過度の変形・損傷を防止し、終局に至らない設計。</p> <p>[99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために第2加工棟の全ての屋根にアクセス可能とする設計。 全ての屋根へのアクセスルートを図ハ-2-1-1-24～図ハ-2-1-1-28に示す。</p> |
| <p>添付図</p> | <p></p> | <p>図ハ-I-1～図ハ-I-14、図ハ-II-1～図ハ-II-5、図ハ-1-1-1～図ハ-2-1-5-9、図リ-2-1-1-1～図リ-2-1-4-5、図リ-2-1-1-7、図リ-2-1-9～図リ-2-1-11、図リ-2-1-13</p> |

(1) 具体的には、建築基準法施行令第88条に規定する標準せん断力係数 C_0 を0.2として、地震地域係数 Z (大阪府の場合1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す A_i 、建物・構築物の振動特性と地震の種類を考慮して算出する R_t から求めた地震層せん断力係数 C_i に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数1.5を乗じた静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

- (2) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数 C_0 を 1.0 として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数 D_s と、剛性率・偏心率に応じて定める形状特性係数 F_{es} を乗じて求める必要保有水平耐力 Q_{un} に、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。
- (3) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯のうち室内天井ボードに設置している一部の設備の付け替え工事に当たっては、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯の第2加工棟の壁、柱、はり等への設置を先に行つて安全機能の確認を行い、室内天井ボードに設置の設備の撤去を行うことにより安全機能を維持する。
- (4) 第2加工棟の竜巻対策として、留め具、枠、扉の一式を竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更許可申請書に記載している「留め具の補強」のみを実施する扉はない。また、不要な窓、扉の撤去及び閉止は鉄筋コンクリート壁設置により行い、防護閉止板を設置する箇所はない。
- (5) 第2加工棟は消防法に定める指定数量の10倍を超える危険物の屋内貯蔵所には該当しないため、設置する避雷針は消防法の適用を受けない。
- (6) 図リー2-1-7に示すとおり、外部電源系統と非常用電源系統の切り替えができる電源系統の状態となっていることを確認する。ここで、非常用電源系統には、非常用電源設備 No.1 及び非常用電源設備 No.2 が接続されており、これらの非常用電源設備は建物の付属設備ではなく独立した設備・機器として次回以降の申請で適合性を確認する。このため、本申請において電源系統を確認し、その後、非常用電源設備 No.1 及び非常用電源設備 No.2 の適合性確認までの間においても安全機能が継続して維持されている状態にする。
- (7) 図リー2-1-10に示すとおり、事業所内に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）を介して通話が可能な状態となっていることを確認する。ここで、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）は、次回以降の申請で適合性を確認する。このため、本申請において第2加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））の安全機能の確認をし、その後、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）の適合性確認までの間においても安全機能が継続して維持されている状態にする。
- (8) 本加工施設の敷地は海拔約48mにあり、基準津波の最大遡上高さ6mと比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (9) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が 10^{-7} （回/施設・年）を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを加工事業変更許可申請書に示すとおり確認している。
- (10) 第2加工棟の建物本体、付属設備にインターロックを有する設備がないため、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (11) 第2加工棟と町道の位置関係を示したものを図ハー2-1-5-6に示す。第2加工棟は敷地南側の町道での交通事故の影響を受けるおそれを否定できないが、加工事業変更許可申請書に示すとおり、建物はF3竜巻の飛来物（路線バス）に耐える構造とすることから、竜巻対策の設計でカバーできる。
- (12) 第2加工棟は、鉄筋鉄骨コンクリート造の建物であり生物学的事象の影響を受けるおそれはない。第2加工棟には気体廃棄設備があるが、気体廃棄設備の給気口にはフィルタを設けることから、内部の付属設備が影響を受けるおそれはない。
- (13) 第2加工棟の防火区画の境界の一部については、建築基準法施行令第百十二条の防火区画の免除を受けているが、防火板等を設置する。
- (14) 平成17年改正建築基準法（現同法施行令第百十二条第19項第1号ロ）により、「閉鎖又は作動するに際して周囲の人の安全を確保する」機能が要求されているため、危害防止機構付きの防火シャッターに更新する。
- (15) 第2加工棟の建物本体には、加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしている緊急設備（「防護壁又は防護柵」、「防護壁」、「防護閉止板又はコンクリート」、「堰、密閉構造扉（溢水防護区域境界の扉の開口部）」を含む。
- (16) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を に下線を付すとともに、その内容をまとめて別表ハー2-1-10に示す。
- (17) 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 誘導灯の配置は、公設消防と協議済みである。
- (18) これらの材料についても、不燃性又は難燃性を有する。
- (19) 第2加工棟に設置するため、耐震重要度分類第1類の固定を行う。
- (20) 屋内消火栓による消火活動を含み、屋内消火栓による消火アクセスルートを確認する。
- (21) 第2加工棟の第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へウランにより汚染されない排水を排出する排水路はない。
- (22) 粉末消火器の必要能力単位46となるのに対して、設置する粉末消火器の能力単位の合計は411となる。
- (23) 建築基準法施行令第百十二条第2項の規定に基づき、令和元年国土交通省告示第百九十五号に規定される一時間準耐火構造の壁、床の仕様とする。
- (24) 気体廃棄設備のダクトが貫通する箇所には建築基準法施行令第百十二条第21項に基づき、国土交通大臣の認定を受けた特定防火設備を設ける設計。気体廃棄設備は建物の付属設備ではなく独立した設備・機器として次回以降の申請で適合性を確認する。

- (25) 第2加工棟の第1種管理区域の室は、ウラン除去機能を持つ高性能エアフィルタを備えた気体廃棄設備により排気することにより、平均6回/時以上の換気を行い、室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm水柱)以上の負圧に維持できる設計とし、室内の負圧は気体廃棄設備の差圧計により監視し、負圧が維持できない場合は警報を発する設計としている。気体廃棄設備は建物の付属設備ではなく独立した設備・機器として次回以降の申請で適合性を確認する。

別表ハ-2-1-10 第2加工棟 仕様(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

| 項目 | 技術基準に基づく仕様 | 適合性を確認するための施設 |
|-----------------|---|------------------------------|
| 安全機能を有する施設の地盤 | [5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する架台に固定する又は液状化のおそれのない地盤に設置する設計。 | 消火設備 屋内消火栓に接続する屋外の消火栓配管 |
| 地震による損傷の防止 | [6.1-F1] 耐震重要度分類第3類とし、十分な支持性能を有する架台に固定する又は液状化のおそれのない地盤に設置する設計。 | 消火設備 屋内消火栓に接続する屋外の消火栓配管 |
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | [8.1-F2] 屋外消火栓の消火栓配管には、凍結防止対策として屋外の地上露出部に断熱材を設置する設計。 | 消火設備 屋内消火栓に接続する屋外の消火栓配管 |
| 閉じ込めの機能 | [10.1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、気体廃棄設備により室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱)以上の負圧に維持できる設計。 | 気体廃棄設備 |
| 火災等による損傷の防止 | [11.1-F1] 消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条に基づき、有効範囲を半径25 mとし、第2加工棟全域を包含できるように設置する設計。 | 消火設備 屋内消火栓に接続する屋外の消火栓配管 |
| | [11.1-F1] 消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条に基づき、有効範囲を半径25 mとし、第2加工棟全域を包含できるように設置する設計。 | 消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋内消火栓の消火栓ポンプ |
| | [11.1-F1] 消防法施行令第二十条に準拠して消火設備 可搬消防ポンプを設置する設計。 | 消火設備 可搬消防ポンプ |
| | [11.1-F1] 消火活動のためのアクセスルートに面した、開口部を有する大型の制御盤には、消火設備 自動式の消火設備を設置する設計。 | 消火設備 自動式の消火設備 |
| 内部溢水による損傷の防止 | [12.1-F4] 溢水の発生を検知する緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する設計。 | 緊急設備 漏水検知器 |
| | [12.1-F4] 震度5弱相当の地震時には、緊急設備 送水ポンプ自動停止装置により、第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを自動停止させる設計。 | 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 |
| 安全避難通路等 | [13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可搬型照明を設置する設計。 | 緊急設備 可搬型照明 |
| 安全機能を有する施設 | [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。 | 消火設備 屋内消火栓に接続する屋外の消火栓配管 |
| | [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。 | 消火設備 屋内消火栓に接続する屋外の消火栓配管 |

別表ハ-2-1-10 第2加工棟 仕様(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

| 項目 | 技術基準に基づく仕様 | 適合性を確認するための施設 |
|---------|---|--|
| 警報設備等 | [18.1-F4] 第2加工棟の第1種管理区域の室内の負圧は差圧計によって監視し、負圧が維持できない場合は警報を発する設計。 | 気体廃棄設備の差圧計 |
| 換気設備 | [23.1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備により平均6回/時以上の換気を行う設計。 | 気体廃棄設備 |
| 非常用電源設備 | [24.2-F1] 通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計。 | 通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機) |
| | [24.2-F2] 通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)、消火設備 屋内消火栓の消火栓ポンプは、非常用電源設備に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計。 | 通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機) 消火設備 屋内消火栓の消火栓ポンプ |
| 通信連絡設備 | [25.1-F1] 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)は、通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続する設計。 | 通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機) |
| | [25.1-F1] 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))を設置し、アンプに付属するマイクにより事業所内への放送が可能とする設計。 | 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)) |
| | [25.2-F1] 加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える設計。 | 通信連絡設備 所外通信連絡設備 |